

します。

任意継続被保険者、特例退職被保険者の保険料については、一般の保険料と同様に全額自己負担となります。

○国民健康保険に加入している場合

・本人または世帯内に被保険者がいる場合は、国民健康保険料として納めます。

○第2号被保険者で介護サービスを利用できる人

・初老期痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる15種類の病気により要介護状態や要支援状態になった人

要介護認定の申請手続き

被保険者証を添えて申請します。本人のほか家族でもできます。また、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などでは、代行の申請をしてくれます。

「要支援」又は「要介護」と認定された人は、介護サービスを利用できます。「自立」と判定された人は、介護サービスの利用ができませんが、国の特別対策などの福祉サービスが利用できます。

介護サービスを利用するとき、介護保険被保険者証とサービス利用票の提出が必要です。

申請前に介護サービスを受けるとき

やむを得ず申請前に介護サービスを利用した場合は、ご自分でいったん全額立て替えて、認定後に介護保険から9割分の払

(表1) 長門市の指定居宅介護支援事業者

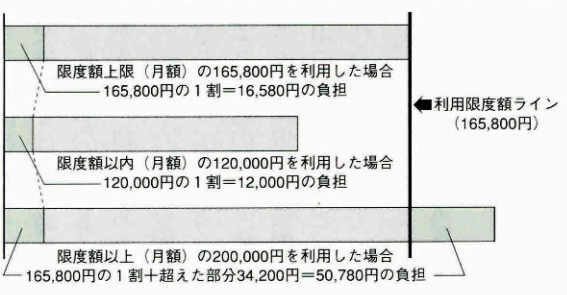
事業所名	電話番号
岡田病院	230025
株式会社コムスン	22872
恵光苑	28970
長門市社会福祉協議会	28294
長門総合病院	22220
ゆもと苑	27003

(表2) 利用限度

要介護区分	居宅サービス	
	訪問介護 通所リハビリなど (訪問通所サービス)	ショートステイ (短期入所サービス)
要支援	61,500円	6か月につき7日
要介護1	165,800円	6か月につき14日
要介護2	194,800円	6か月につき14日
要介護3	267,500円	6か月につき21日
要介護4	306,000円	6か月につき21日
要介護5	358,300円	6か月につき42日

※上記限度額と別枠の居宅サービス
 居宅介護福祉用具購入 1年間 10万円
 居宅介護住宅改修費 1軒につき(原則) 20万円
 居宅療養管理指導(医師/歯科医師) 月1回 9,400円

(表3) 要介護度1と認定された場合の一般の人の支払い例



い戻しを受けます。

住んでいる住所地以外の介護サービスを利用することもできます。

介護サービスの利用

介護サービスには「居宅サービス」と「施設サービス」があります。

居宅サービスは、「要支援」「要介護」と判定された人が受けることができます。居宅サービスを受けるには「介護サービス計画」(ケアプラン)を作成する必要があります。

ケアプランは自分で作成するか、指定介護支援事業者(表1)に作成依頼することになります。この作成にかかる費用は無料です。

施設サービスは「要介護」と判定された人が利用できます。希望者は、指定介護支援事業者に相談されるか、希望施設に申し込みをしてください。

介護サービス費用の支払い

要介護度に応じて利用限度(表2)が決められています。

利用限度額の範囲内で介護サービスを利用したときは、費用の1割を介護サービス業者に支払っていただきます。

利用限度額を超えて介護サービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。(表3)

1割の自己負担が、一定金額(上限額)を超えた時は、その超えた分が払い戻されま

す。高額介護サービス費申請書を提出してください。

自己負担の上限額(世帯合算)
 一般 37,200円

・市民税世帯非課税者等 24,600円

・高齢福祉年金受給者等 15,000円

施設サービスを利用した場合の食費や

日常生活費(理美容代、娯楽費など)は、全額自己負担となります。

施設サービスの食費の一部負担は所得に応じて決定されます。

・一般 1日760円(月約23,000円)

・住民税世帯非課税者等 1日500円(月約15,000円)

・高齢福祉年金受給者等 1日300円(月約9,000円)

転出される人は

「要支援」「要介護」認定および有効期間は、転出先の市町村にも引き継がれます。

また要介護認定申請中の人も、長門市での認定結果および有効期間を転出先の市町村に引き継ぐこととなります。(認定結果は後日お知らせします)

転出の際はこれらの情報を記入した「受給資格証明書」をお渡ししますので、転出先の市区町村に14日以内に提出してください。

相談・問い合わせ

●保険料の支払いに関すること

●市民課国保医療係 ☎231130

●要介護認定・介護サービス等に関すること

福祉課介護保険係 ☎231158

●介護保険何でも相談コーナー/4月3日午後開設/受付:平日8:30~17:15

0120・22・3941